

改 正 後	改 正 前
個⑥035-1 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（同法第 10 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。 1 記載要領 (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2) 「②」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」の「⑤」欄の金額を記載します。 (3) 「④」欄には、「③≧10%」の場合には「0.1」と記載し、「⑤」欄には、「③<10%」の場合には、「③×0.2+8/100」で計算した金額を記載します。 (4) 「⑥」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「①×④」の金額を記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「①×⑤」の金額を記載します。 (5) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額 × $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ (注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法第 10 条から第 10 条の 7 までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法 8）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、電子証明書等特別控除（措法 41 の 19 の 5）及び外国税額控除（所法 95）の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (6) 「⑧」欄は、平成 22 年及び平成 23 年の各年分については「20 又は」を消し、平成 24 年分以後の各年分については「又は 30」を消します。 (7) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄の B の金額を記載します。 (8) 「⑬」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「0.12－（⑤欄の割合）」を小数で記載します。 (9) 「⑰」欄は、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑱」欄の B の金額を記載します。 (10) 「⑲」欄は、平成 23 年から平成 25 年の各年分において措法第 10 の 2 第 4 項第 1 号に規定する平成 22 年分繰越税額控除限度超過額又は同項第 2 号に規定する平成 23 年分繰越税額控除限度超過額を有する場合には「⑧又は」を消し、その他の場合には「又は⑦×30/100」を消します。 (11) 「㉔」欄は、「繰越税額控除限度超過額等に関する明細書」の「①の A」≦「繰越税額控除限度超過額等に関する明細書」の「③の B」の場合には「0」を記載します。 (12) 「㉕」欄は、「所得税額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩の B」及び「⑫の B」の金額の合計額を記載します。 (13) 「㉘」欄は、本年分の試験研究費のうちに特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費に係る試験研究の内容を記載します。 (注) その特別試験研究費が租税特別措置法施行令第 5 の 3 第 14 項第 1 号又は第 2 号、第 5 号に掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第 10 条、10 条の 2	個⑥035-1 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（同法第 10 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。 1 記載要領 (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2) 「②」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」の「⑤」欄の金額を記載します。 (3) 「④」欄には、「③≧10%」の場合には「0.1」と記載し、「⑤」欄には、「③<10%」の場合には、「③×0.2+8/100」で計算した金額を記載します。 (4) 「⑥」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「①×④」の金額を記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「①×⑤」の金額を記載します。 (5) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額 × $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ (注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、電子証明書等特別控除（措法 41 の 19 の 5）及び外国税額控除（所法 95）の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (6) 「⑧」欄は、平成 22 年及び平成 23 年の各年分については「20 又は」を消し、平成 24 年分以後の各年分については「又は 30」を消します。 (7) 「⑩」欄には、「所得税額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄の B の金額を記載します。 (8) 「⑬」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「0.12－（⑤欄の割合）」を小数で記載します。 (9) 「⑰」欄は、「所得税額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑱」欄の B の金額を記載します。 (10) 「⑲」欄は、平成 23 年から平成 25 年の各年分において措法第 10 の 2 第 4 項第 1 号に規定する平成 22 年分繰越税額控除限度超過額又は同項第 2 号に規定する平成 23 年分繰越税額控除限度超過額を有する場合には「⑧又は」を消し、その他の場合には「又は⑦×30/100」を消します。 (11) 「㉔」欄は、「繰越税額控除限度超過額等に関する明細書」の「①の A」≦「繰越税額控除限度超過額等に関する明細書」の「③の B」の場合には「0」を記載します。 (12) 「㉕」欄は、「所得税額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩の B」及び「⑫の B」の金額の合計額を記載します。 (13) 「㉘」欄は、本年分の試験研究費のうちに特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費に係る試験研究の内容を記載します。 (注) その特別試験研究費が租税特別措置法施行令第 5 の 3 第 14 項第 1 号又は第 2 号、第 5 号に掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第 10 条、10 条の 2